

令和 8 年度

いじめ防止方針

山形県立庄内総合高等学校 | 通信制の課程

いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめはすべての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように全職員で取り組むべき課題である。また、教職員がいじめを認識しながら放置することのないように十分に注意し、いじめが人権侵害にあたる行為であることを生徒と教職員が十分に理解することが必要である。

いじめとは、加害者側の意識の有無にかかわらず、被害者側が苦痛を感じる状況にあることである。また、そのような状況は、学校生活の中でも顕在化しにくく、学校生活以外の生徒を取り巻く環境でも起こりうるものである。従って、生徒に関わるすべての周囲の者は、生徒のおかれている状態に対して出来る限りの方法と機会を用いて、理解を深める努力が必要になる。更に加害者を出さないためには、生徒一人ひとりにもこれらの意識を持たせることが大切になる。

本課程は通信制であり、登校日も少ないため、学校での生徒相互の交流の機会・時間があまり多くなく、生徒同士の人間関係が深くなりにくい。反面、前籍校での複雑な事情を抱えて入学してくる生徒も少なくない。前者からは、入学後の人間関係のトラブルはさほど生じにくいことが考えられ、後者からは、直接向けられたものではない言動にも過度に反応する生徒が存在することが考えられる。また、前籍校でのトラブルを抱えた生徒同士が再び一緒になる可能性も考えられる。これらとは別に、学校外でのネット環境上での広範かつ複雑な交流について留意しなければならないことは、他の課程と同じである。

これらのことを踏まえ、すべての生徒が安心して日々の生活を送ることのできる環境の整備を目指すものである。

2. いじめ防止のための取り組み

1) 教職員による指導について

いじめの態様や特質、原因／背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また生徒に対しても、学校行事やHRなどの機会を捉えて、「いじめは絶対に許されない」ということと、どのようなことがいじめに該当するのかを、被害者側の視点を持って考えることの大切さなどを伝えていく。

2) 生徒に培う力とその取り組み

科目の学習活動や特別活動などの教育活動全体を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操性を培う。また、意見の違いや感性の違いを互いに認め、共生できる受容の力をじっくりと培う。更には、それまでの人間関係だけに固執せず、多様な人たちとの接点を持てるような、良好なコミュニケーション能力をも身に付けられるようにする。

3) いじめ防止の組織と具体的な取り組み

学校におけるいじめの防止と調査、いじめに対する措置を実効的に行うための組織として、下記関係者による「いじめ対策委員会」を設置する。

委員会メンバー

校内職員 | 校長／教頭／生徒指導主事／養護教諭／担任／保健主事／部活動顧問／生徒指導課員
校外関係者 | 学校評議員／学校関係者評価委員／スクールカウンセラー／学校医

4) 生徒の主体的な取り組み

生徒会を中心として、いじめに関する啓発的な広報活動（ポスター掲示など）をすることで、校内に「いじめはあってはならないことである」という雰囲気醸成する。

5) 地域・家庭との連携

入学者オリエンテーションや保護者会などの機会をとらえ、「学校いじめ防止基本方針」について理解を得る。また、保護者が学校に相談しやすい体制を作る。

3. 早期発見の在り方

1) いじめの早期発見に努めるための方策

「いじめ発見アンケート」を、LHR や配布物の郵送を利用して年 2～3 回実施する。対象は当該年度の受講登録者とし、保護者対象のものも実施する。この調査によって疑わしい事例が見つかった場合には、年度担任を中心にして実態の詳細を把握するように努める。

またアンケートだけでなく、生徒や保護者が普段からいじめについて相談しやすい体制と雰囲気を整備する。教職員の中でも生徒と接触の機会が多い養護教諭などからの情報提供を積極的に行ってもらうようにする。

2) 相談機会の設け方

年数回の担任との面談機会ではあるが、学習指導だけでなく、その生徒のおかれている状況の把握が出来るようにする。そのためには、担任と生徒との間に「相談しやすい人間関係」を築くような努力を普段から心がける。

3) 家庭や地域との連携

保護者からの情報を出来るだけ得るようにして、いじめの早期発見につなげる。また、学校で得られた情報についても、個人情報であることに充分配慮しつつ、なるべく公正な立場で情報提供して保護者の協力も得ながら解決を目指す。また、他校での事例や中学校における事例も把握・報告し、職員間の共有化を図る。

4. いじめに対する措置

1) 素早い事実確認・報告・相談

いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で直ちにその行為を止めさせる。生徒や保護者からいじめの相談を受けたときには真摯に傾聴し、訴えの内容を詳細に聴き取る。些細な兆候と思われる場合でも、いじめの疑いのある行為には、早めに関わりを持つ。いじめの発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策委員会」に直ちに報告する。その後は「いじめ対策委員会」が中心となって関係生徒から速やかに事情を聴くなどして、事実の有無の確認を行う。

2) 被害者を守る姿勢、加害者への指導

いじめの疑いのある行為の調査・指導にあたっては、被害を訴えて来た生徒やいじめを通報してきた生徒の安全の確保を念頭に置く。事実確認の結果は、校長が県教育委員会に報告すると共に、被害・加害の生徒の保護者に連絡する。

いじめられた生徒や保護者に対しては、徹底して生徒を守ることや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りなどを行うなどする。

いじめたとされる生徒については、その事実が確認された場合、複数の教職員が連携して組織的にいじ

めをやめさせ、再発を防止する措置をとる。そのとき、その行為の重大性を自覚させながら、いじめの背景やその生徒の抱える問題にも目を向け、プライバシーや教育的な配慮をしながら、健全な人間関係を育むことができるような成長を促す目的で、特別な指導を行う。

3) 発見・通報を受けての組織的な対応

いじめと疑われる状況を発見、またはその通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」に直ちに報告する。その後は「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒からの事情の聴取を行い、事実の有無などの確認を行う。いじめの事実が確認された場合、いじめられた側・いじめた側の生徒への対応は「いじめ対策委員会」がその原案を作成し、共通理解のもと全教職員で指導に当たる。

4) 加害・被害の生徒の保護者への対応

いじめの事実関係を聴取した後、双方の保護者に迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解を得られるように努め、納得してもらった上で、学校と保護者が連携してそれ以後の対応が適切に行えるように協力を求める。また、そのためにも保護者に対しては継続的な助言や意見交換を行う。

5) 集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。また、いじめに同調していた生徒に対しては、それがいじめに荷担した行為であることを理解させる。いじめの解決は、加害生徒が被害生徒に謝罪などをすることで終わるのではなく、双方を含む集団として生徒たちが相互に関係を再構築し、互いの存在を尊重し合える集団となることを目指す。

6) ネットでのいじめへの対応

ネット上のいじめについては様々な形態があるため、教職員は最新の動向の把握に努めるべきである。また、情報モラルの向上や情報機器利用上の危険性について、家庭などと協力して生徒たちに周知させるようにしていく。ネット上のいじめは発見しにくいものであるため、「ネット被害防止スクールガード事業」を活用して早期発見に努める。不適切な書き込み等の報告があった場合は、当該生徒への対応とともに、プロバイダへの削除依頼など必要な措置を講じる。重大な被害が生じるおそれのある場合は、直ちに警察へ通報し、適切な援助を求める。SNSなどを利用したものについては更に発見しにくいものであるため、利用上の注意などの啓発活動に重点を置く。

7) いじめの解消

次の2点について被害生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

①いじめに係わる行為が止んでいる事

被害者に対する心理的／物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
(少なくとも3ヶ月以上)。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

5. 教育的諸課題から配慮すべき生徒への対応

1) 発達障がいを含む、障がいのある生徒への対応

教職員が生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。校内研修や職員会議等、障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮しなければならない。

2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つ生徒は、言語や文化の違いから、学習において困難な場合も多いことに留意して、それらの違いからいじめが行われることのないように、教職員、生徒、保護者などの外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係わる生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係わる生徒に対するいじめを防止するために、常日頃から生徒理解の視点を大切に、様々な資料等（例「性同一性障がいや性的指向・性自認に係わる児童生徒に対するきめこまかな対応の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集し、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

4) 被災生徒

東日本大震災、原子力発電所の事故等で被災、避難している生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安を教職員が十分に理解し、心のケアを大切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また放射線や原発に対する正しい知識を生徒や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していくことが大切である。

6. 重大事態への対処

1) 調査組織の設置と調査の実施・報告

いじめと疑われるような情報を得た場合、「いじめ対策委員会」は事実の確認を行い、その結果を校長に報告し、校長は県教育委員会に報告する。その中で、いじめによって生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じたか疑われたり、登校が極度に困難になったりするなどの重大事態が発生した場合、県教育委員会は、その調査を学校主体で行うか、県教育委員会を主体として行うかを判断する。

学校を主体とした場合

- ① 「いじめ対策委員会」に第三者として適切な専門家を加えて組織し、新たに調査を実施し、いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にする。この際、たとえ調査主体に不都合な事実が出てきた場合でも、それにしっかりと向き合う姿勢をとる。
- ② 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒や保護者に対して適切な形で情報提供をしていく。
- ③ 調査結果については、場合によってはいじめを受けた生徒やその保護者の意見も添えて、県教育委員会に報告する。
- ④ 調査結果を踏まえて必要な措置をとる。

県教育委員会が調査主体となる場合

- ① 県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

2) 外部機関との連携

重大事態が発生した場合、専門的な知識や経験を有し、当該いじめ事案の関係者に直接の人間関係や利害関係を持たない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。そのため、県教育委員会、弁護士、警察、心理カウンセラー、医療機関、法務局、学校関係者評価委員などと連携することが重要である。

7. 教育相談体制・生徒指導体制

1) 教育相談体制と活動計画

担任による教育相談を年2回実施する。時期については年間のLHR計画の中に盛り込む。生徒との面談内容は、主に学習の進捗状況や進路の相談になるが、それと関連づけながらいじめを含めた学校生活その他での悩みについての相談を受ける。また、いじめに関するアンケートを6月期、11月期に実施し、実態の把握に努める。教育相談やアンケートで知り得た情報については「いじめ対策委員会」を通じて情報の共有化を図る。

2) 生徒指導体制と活動計画

入学者オリエンテーションや、始業式など多くの生徒が参加する機会に、全体に向けた啓発などのいじめ未然防止の取り組みを行う。また、随時HRなどでも同様の呼びかけを行う。

8. 校内研修

- 1) 教職員の共通理解を図るため、全日制などと協力しながらいじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を計画する。また、地区内の生徒指導上の問題の最新の状況など、本課程でも参考にしたり注意すべき事例については随時情報提供していく。

9. 学校評価と教員評価

1) いじめ問題への対応に対する評価の基本的考え方

評価においていじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡によってのみ評価するのではなく、日頃の生徒理解や未然防止、早期発見への取り組みに努めたかどうか、また、いじめが発生した場合、問題を偏りなく明確化し、迅速かつ適切に対応し、組織的な取り組みが為されたかといった観点で評価されるように留意する。

学校評価

生徒の状況を十分に踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。学校はその評価結果を踏まえて改善に取り組む。生徒向け、保護者向け、教職員向けの学校評価の中にいじめに関する項目を設けて実施する。

教員評価

各教職員がいじめの問題に関する目標を設定し、それへの対応状況を評価する。

2) 地域や家庭との連携

いじめ防止基本方針については、地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題が地域や家庭の中でも考えるべき重要な問題であるとの認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力関係の構築を図る。また、学校評議員会において、学校、保護者/地域の代表者がいじめ問題について協議する機会を設ける。

10. その他

1) 生徒理解にあたって

本課程には多様な生徒が在籍しており、生徒理解のためには、個々の生育歴やそれまでの経歴などについて事前に理解しておく必要がある。また年次担任も持ち上がりとは限らないため、教職員間の情報交換も重要になる。さらに登校機会が決して多くないこともあり、生徒の現状についても把握しにくいことも本課程の特徴でもある。

それらの点を踏まえ、教職員は相談しやすい関係性の構築やいつでも相談にのる受容性の高さを保つことに心がけなければならない。また、良好な関係性を築いている教職員（養護教諭、科目担当者など）からの情報収集も大切になってくる。また、発達障がいなどの特徴や対応方法などについての研修も必要になってくる。

いじめの問題に関しては、被害や不快感を感じている生徒の立場で考えるべきであり、生徒からの訴えについては、公平で中立的な立場は保ちつつも、同調的な姿勢で耳を傾けることが大切である。

2) 校務環境の整備

十分な生徒理解と早期対応を可能にするためには、教職員の個別の努力だけでなく、教職員の時間的・精神的な余裕も必要になってくる。そのためには、校務の整理と適正化が図られることが大切である。また、日常的に情報交換のしやすい職場環境の整備も重要になる。

11. 年間指導計画の概要

未然防止、早期発見などを目的として、年間指導計画の基本とする。

時期	内容	
4月	いじめ対策委員会（校内メンバー）	基本方針と年間指導計画の確認
	職員会議 入学予定者オリ、始業式	いじめ防止基本方針の確認、周知
5月	とどろき通信 5月号配布時	いじめ発見調査アンケート、随時結果検討
6月	保護者会	いじめ防止基本方針の確認、周知
7月	いじめ対策委員会（全体会議）《学校評議委員会時》	今年度の活動等の確認・アンケート結果検討
8月	職員研修	全日制定時制と協力
10月	個人面談	LHR時に担任による面談
11月	個人面談	LHR時に担任による面談
	とどろき通信 11月号配布時	いじめ実態調査アンケート、随時結果検討
12月	個人面談	担任による面談
1月	いじめ対策委員会（全体会議）《学校評議委員会時》	今年度の活動の報告と評価
3月	いじめ対策委員会（校内メンバー）	次年度の活動計画、方針の見直しなど

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

庄内総合高等学校 | 通信制の課程

いじめ防止／対策組織

1) 組織の名称 | いじめ対策委員会

校内職員 | 校長／教頭／生徒指導主事／養護教諭／担任／保健主事／部活動顧問／生徒指導課職員

校外関係者 | 学校評議員／学校関係者評価委員／スクールカウンセラー／学校医

年度担任と部活動顧問については、いじめの情報が報告された際に、被害生徒、加害生徒または関係したグループの担任や部活動顧問が加わるものとする。

この組織が機動的に活動するために、重大事態や重大事態に準ずるような場合以外は、校内のメンバーによって話し合いを持ち、役割を遂行する。

「重大事態に準ずるような場合」とは、重大事態までは至らないものの、いじめによって、身体や金品に相当な被害を被ったことが疑われる場合である

2) いじめ対策委員会の具体的な役割

- | | |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ①PDCA サイクルに基づく業務 | ▶いじめ防止基本方針に沿った実施計画の作成/実行/検証/改善 |
| ②情報の収集・記録・共有 | ▶生徒や保護者からのいじめの相談/通報などの情報を収拾/記録 |
| ③組織的な対応の中核 | ▶いじめの疑いがあるという情報を得た時には緊急に会議を開き、迅速に事実関係を聴取し、指導や支援の体制・対応方針などを決定し、保護者との連携などの対応 |

重大事態への対処のための調査組織

1) 構成メンバー

いじめ対策委員会に、事態の性質に応じて弁護士、警察関係など適切な専門家を加える。

2) 調査組織の業務

①学校に重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告する。

*調査を行う主体や調査組織のメンバーについては、県教育委員会が判断する。

県教育委員会は、学校が調査主体となる場合でも、必要な指導、人的措置を含めた支援を行う。

②いじめ防止等のため県教育委員会に設置した組織を、調査組織とすることもある。

3) 重大事態の事例

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を被った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤登校が著しく困難になった場合
- ⑥生徒や保護者からいじめによって重大事態に至ったという申し立てがあった場合

山形県立庄内総合高等学校 | 通信制の課程

〒999-7707

山形県東田川郡庄内町廿六木三ツ車 8

